

平成30年度 家庭的保育事業等指導監査実施計画

1 基本方針

家庭的保育事業等を行うものに対して、児童福祉法並びに各市町村（沖縄市・うるま市・宜野湾市・北谷町・嘉手納町・西原町・読谷村・北中城村・中城村）が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の適合状況を把握し、改善の必要がある場合に指導・助言を行うことにより、適正な事業の運営の確保を目的とする。

2 対象事業

各市町村において実施される、次に掲げる事業とする。

- ① 小規模保育事業
- ② 事業所内保育事業
- ③ 家庭的保育事業
- ④ 居宅訪問型保育事業

※③④の事業について、平成30年4月1日現在、各市町村での実施がない。

3 指導監査の実施方針

(1) 指導監査の実施方針

① 指導監査の方法

- ア 指導監査は「一般指導監査」と「特別指導監査」に分けて実施する。
- イ 一般指導監査は児童福祉法施行令第35条の4の規定により、1年に1回以上、対象の事業所において「実地検査」を行う。
- ウ 特別指導監査は中部広域市町村圏事務組合家庭的保育事業等指導監査実施要綱第6条第3項第1号の各事項に該当する事業所を対象に随時実施する。

② 指導事項に対する是正・改善等の措置

- ア 指導事項に対する是正・改善の状況は、期限を付して、改善が着実に図られることが確認できる内容の報告を求める。
また、当該年度中に解決が困難な事項については、年次改善計画を立てさせる等、確実に解決するよう継続的に指導する。
- イ 一般監査において指摘された事項の改善措置が図られない場合、又は特別監査の結果、著しく不適切な運営が行われていることが確認できた場合は、関係市町村長へ必要な行政上の措置を取るよう通知する。

4 指導監査の重点事項

- (1) 苦情に迅速かつ適切に対応するための必要な措置として、相談窓口や第三者委員等が保護者等へ適切に周知され、苦情受付体制について施設内の見やすい場所に掲示されているか。

- (2) 検食について、原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ密封し、-20℃以下で2週間以上保存しているか。
 ※原材料については、特に洗浄・殺菌等を行わず購入した状態で、調理済み食品は配膳後の状態で保存していること。
- (3) 避難及び消火訓練について、毎月1回以上、訓練を行っていること。また、その記録を残していること。
- (4) 保育の内容の支援、代替保育、卒園後の受け皿に係る連携協力を行う保育所等を確保し、書面（協定書等）を交わしているか。
- (5) 事業に従事する職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しているか。
- (6) 利用乳幼児の使用する設備、食器又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。
- (7) 利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断を徴取し、また少なくとも1年に2回の定期健康診断（内科、歯科、尿）を行っているか。
- (8) 職員の健康診断が実施されているか。特に、利用乳幼児の食事を調理する者については、綿密な注意が払われているか（毎月の検便等）。
- (9) 職員の労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。

5. 平成30年度指導監査実施数（予定）

	小規模保育事業		事業所内 保育事業		家庭的保育事業		居宅訪問型 保育事業		計	
	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数	対象数	計画数
沖 縄 市	15	15	1	1	0	0	0	0	16	16
うるま市	15	14	0	0	0	0	0	0	15	14
宜野湾市	14	14	2	2	0	0	0	0	16	16
北 谷 町	3	3	2	2	0	0	0	0	5	5
嘉手納町	2	2	1	1	0	0	0	0	3	3
西 原 町	2	2	1	1	0	0	0	0	3	3
読 谷 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北中城村	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2
中 城 村	2	2	1	1	0	0	0	0	3	3
-	54	53	9	9	0	0	0	0	63	62